

# 裁判員制度スタート！

## ☆ いよいよ、5月21日から裁判員制度がスタート

裁判員制度が、5月21日から施行されます。

施行の日以降に起訴された事件について裁判員裁判が実施されますので、実際の裁判員裁判は早くも7月ごろから始まることになります。個々の事件に参加していただく裁判員を選ぶためにお送りする「選任手続期日のお知らせ」は、選任手続期日の6週間前までには発送しなければならないとされていますから、裁判員候補者の方に最も早くこの「お知らせ」が届けられるのは、今年の6月中になるものと見込まれています。なお、この「お知らせ」が届けられるのは、昨年末に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が裁判所より送付された方の中から、さらにくじで選ばれた方となります。

## ☆ 裁判員制度の意義

さて、裁判員制度とは、国民の皆さんの中から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合に、どのような刑にするかを判断します。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されるので、裁判に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

## ☆ 裁判員制度の定着を目指して

このような裁判員制度が、今後円滑に実施されていくためには、この制度が国民の皆さんに信頼され、社会に定着していく必要があることはいうまでもありません。一方、昨年末に裁判員候補者名簿に登録された方への通知をして以来、裁判員制度に対する皆さんの関心も急速に高まっているものの、なお不安や戸惑いを感じている方も多いものとうかがわれます。制度の定着のためには、このような不安などをきちんと解消していただく取組を行っていくことも、重要な課題の一つであると考えています。

そこで、裁判所では、施行された裁判員制度の定着を目指して、皆さんの不安などを少しでも解消すべく、裁判員制度ウェブサイトの情報を随時更新し、これからも最新の情報をお届けしていきます。

各地の裁判所においても、引き続き、皆さんからの要望に応じて、説明会、映画上映会、講演会、出張講義等を実施し、裁判員経験者の声などもまじえながら、裁判員裁判の運用状況に関する正確な情報を提供していきます。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのサイトよりどうぞ。

## ☆ 多くの皆さんに参加していただくために

これまで述べましたとおり、裁判員裁判の定着を図ることは重要ですが、裁判員制度が定着し、かつ、裁判員制度がその意義に沿った形で広く国民の皆さんに参加いただけるようなものになるためには、皆さんが裁判に参加していただきやすい環境を整備することが必要と考え、これまで、様々な準備を進めてきました。その一端をご紹介します。

### 😊 その1 特別な休暇制度の創設へ向けて😊 ～お勤めの方にも参加していただけるように～

裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。このうち、企業等にお勤めの方の割合は、5割以上です。このような社会の実態を踏まえ、お勤めの方の各職場において、裁判員裁判に参加しやすい環境が整備されていることが必要です。裁判所では、法務省、日本弁護士連合会とも連携し、企業経営者向けの説明会を行ったり、各企業等に直接伺うなどして、特別の休暇制度の創設など環境の整備への協力を働きかけてきました。また、企業等においても、従業員の方が裁判員裁判に参加しやすいように取組を進めているところもあり、多くの企業や団体で、特別の休暇制度を導入したと報道されているところです。今後も、裁判所では、引き続き、お勤めの方が裁判員裁判に参加していただきやすい環境の整備への協力を、企業等に働きかけていきたいと考えています。

### 😊 その2 一時保育サービス・介護サービスの利用へ向けて😊 ～育児中の方や介護を行っている方にも参加していただけるように～

育児中の方や親族等の介護を行っている方は、辞退の申立てをすることが可能ですが、辞退の申立てをせずに裁判員候補者あるいは裁判員として裁判所に来ていただく方が安心して裁判員裁判に参加できるように、裁判所では、厚生労働省や市区町村などの地方自治体と協力して、一時保育などのサービスが利用できるような態勢づくりを進めてきました。その結果、裁判員裁判を実施する裁判所に対応する、すべての地方自治体において、一時保育サービスを利用できる態勢が、整備される見込みとなりました。また、介護を行っている方についても、通所介護やショートステイといった既存の介護サービスを利用して裁判員裁判に参加することができます。今後も、育児中の方や介護を行っている方が円滑に一時保育サービス・介護サービスを利用できるよう、関係機関と協力していきます。

## ☆ ご理解とご協力をお願いします

裁判員制度が始まります。これからも制度についてのご理解とご協力をお願いします。